

# DRAFT®

## 第15回定時株主総会招集ご通知

日時 / 2023年3月30日(木曜日)午後1時

会場 / 東京都渋谷区神宮前五丁目31番

TRUNK(HOTEL) 1階 ONDEN



株式会社ドラフト  
証券コード 5070



# ALL HAPPY BY DESIGN

デザインの世界に  
HAPPYの循環をつくり出し、  
社会に貢献することを目指しています。

証券コード 5070  
2023年3月15日

株 主 各 位

東京都港区南青山五丁目6番19号  
株式会社ドラフト  
代表取締役 山下 泰 樹

## 第15回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第15回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報(電子提供措置事項)について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

### 【当社ウェブサイト】

<https://draft.co.jp/>

(上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「Investors」を選択いただき「IR News」をご確認ください。)

### 【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/5070/teiji/>

### 【東京証券取引所ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

(上記のウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「ドラフト」または「コード」に当社証券コード「5070」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日ご出席願えない場合は、インターネット又は書面(郵送)によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、「議決権行使についてのご案内」に記載(P.4)してあります行使期限までに行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

## 記

1. 日 時 2023年3月30日(木曜日)午後1時(受付開始:午後12時30分)
2. 場 所 東京都渋谷区神宮前五丁目31番  
TRUNK(HOTEL) 1階 ONDEN  
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項  
報告事項 1. 第15期(2022年1月1日から2022年12月31日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件  
2. 第15期(2022年1月1日から2022年12月31日まで)計算書類報告の件  
決議事項  
第1号議案 剰余金処分の件  
第2号議案 定款一部変更の件  
第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)3名選任の件  
第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件  
第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件  
第6号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額設定の件  
第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件  
第8号議案 会計監査人選任の件

以 上

- 
- ・ 議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
  - ・ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  - ・ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
  - ・ 書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。
    - ① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
    - ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
    - ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

したがいまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役(監査等委員会、監査委員会)が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

### 事業説明会に関するお知らせ

本株主総会終了後、当社の経営方針等についてご説明する事業説明会を開催いたします。

### 新型コロナウイルス感染予防に関するお知らせ

本株主総会にご出席される株主様は、株主総会開催日時点の感染状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。特に、ご高齢の方、持病をお持ちの方、妊娠されている方は、ご出席について慎重にご検討ください。

今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、下記ウェブサイトにてお知らせいたしますので、ご来場の前にご確認ください。

<https://draft.co.jp/>

また、議決権の行使は、議決権行使書の郵送による方法及びインターネット等による方法もございますのでご活用ください。

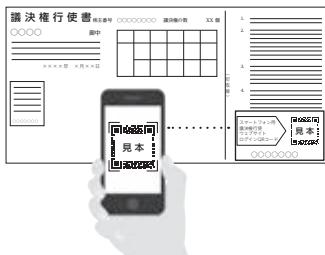


# インターネット等による議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

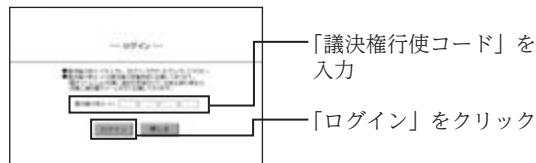
## 議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使  
ウェブサイト <https://www.web54.net>

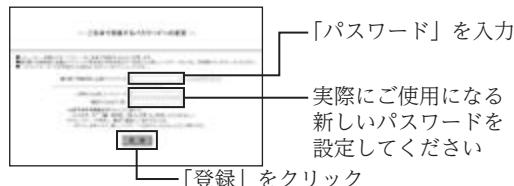
- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネット等による議決権行使で  
パソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが  
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)  
(受付時間 9:00~21:00)

# 事業報告

(2022年1月1日から  
2022年12月31日まで)

## 1. 企業集団の現況

### (1) 当連結会計年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響は依然として強く、さらに急激な為替変動及びこれに伴う物価高の影響等もあり、依然として経済状況の安定化は難易度の高いものとなりました。

一方で、いわゆるアフターコロナを意識した各企業の経済活動活発化も顕在化しつつあり、これに伴いコミュニケーションや働き方、行動様式、空間のあり方など、様々な分野において新たなスタイルが求められる状況にもなってきました。

かねてより、従来にはない新しい空間のデザインを提供してきた当社グループにとっては、アフターコロナに向けた社会そのものの変容は追い風ではあるものの、コロナ禍や為替変動、並びにこれによる急激な物価高などを背景とする世の中の不安定な側面が、企業活動とその結果である業績動向に少なからず影響することとなりました。

当社グループが提供するデザインへのニーズは引き続き堅調であったものの、翌連結会計年度以降の引き渡し予定案件、あるいは当連結会計年度引き渡し予定が期ずれとなってしまった案件が多く、当連結会計年度の売上高は創業以来の増収を継続するものの、8,287,762千円（前年同期比103.2%）にとどまりました。

一方、当社グループの販売費及び一般管理費は、オフィス移転に伴う費用も含め変動要素の少ないものとなっています。

この結果、各段階利益も若干下回るもののほぼ修正計画水準となり、営業利益108,385千円（前年同期比11.3%）、経常利益87,592千円（前年同期比9.2%）親会社株主に帰属する当期純利益は21,116千円（前年同期比3.7%）となりました。

なお、当社グループは、デザイン事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。デザイン事業の売上高を領域別に示すと次のとおりとなります。また、従来、領域別売上高を「オフィス」「商業施設」「都市計画・環境設計・その他」に区分していましたが、当社のデザイン力発揮の現状やその意義に鑑みて、「商業施設」と「都市計画・環境設計・その他」との区分よりも、これらと「オフィス」の区分に視点を添えた運営となつてきておりますので、この実態に沿ったものとするため、当連結会計年度より、「オフィス」

「商業施設・都市計画・環境設計・その他」の区分に変更しております。この変更に伴い、前連結会計年度においても変更後の区分で記載しております。

#### 領域別売上高（参考）

対象領域	前連結会計年度 (2021年12月期)	当連結会計年度 (2022年12月期)	
	実績（千円）	実績（千円）	前年同期比
オフィス	5,150,612	4,372,825	84.9%
商業施設・都市計画・環境設計・その他	2,882,131	3,914,937	135.8
合計	8,032,744	8,287,762	103.2

#### ② 設備投資の状況

当連結会計年度中における設備投資の総額は538,806千円となりました。主な内容は新本社オフィス新設にかかる支出361,286千円、新ライフスタイルブランド「DAFT about DRAFT」フラッグシップストア新設にかかる支出162,056千円であります。

また、当連結会計年度においてRe cord NAKAMEGUROを販売用不動産に用途を変更し、売却をしております。

なお、当社グループはデザイン事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

#### ③ 資金調達の状況

当連結会計年度も、運転資金の調達を効率的・安定的に行うため主要取引金融機関と総額1,500,000千円のコミットメントライン契約を継続的に締結いたしました。

また、これとは別に200,000千円の当座貸越極度額がございます。

## (2) 財産及び損益の状況

### ① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 12 期 (2020年3月期)	第 13 期 (2020年12月期)	第 14 期 (2021年12月期)	第 15 期 (当連結会計年度) (2022年12月期)
売 上 高 (千円)	6,041,542	4,313,962	8,032,744	8,287,762
経 常 利 益 (千円)	464,043	354,696	947,032	87,592
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (千円)	297,513	240,475	574,672	21,116
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	39.36	26.58	61.97	2.10
総 資 産 (千円)	4,571,602	3,690,582	5,840,407	5,724,932
純 資 産 (千円)	1,731,654	1,947,085	3,009,573	2,994,722
1 株 当 たり 純 資 産 (円)	193.70	210.47	299.27	296.79

- (注) 1. 当社は、2020年6月25日開催の定時株主総会で「定款一部変更の件」が承認され、第13期より決算期を3月31日から12月31日に変更いたしました。従いまして、経過期間となる第13期は、2020年4月1日から2020年12月31日までの9ヶ月決算となっております。
2. 当社は、2018年7月24日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。
3. 当社は、2019年11月29日付で普通株式1株につき50株の割合で株式分割を行っております。
4. 当社は、2020年12月15日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。
5. 1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産については、2020年3月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定しております。
6. 当社は第14期において、2021年12月21日を払込期日として普通株式591,400株の公募増資を実施し、また、2021年12月28日を払込期日として普通株式185,500株の第三者割当増資を実施しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 12 期 (2020年3月期)	第 13 期 (2020年12月期)	第 14 期 (2021年12月期)	第 15 期 (当事業年度) (2022年12月期)
売 上 高 (千円)	6,041,542	4,313,962	8,032,744	8,287,762
経 常 利 益 (千円)	445,955	348,845	933,207	80,478
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	37.42	26.20	60.81	1.78
総 資 産 (千円)	4,548,798	3,671,376	5,820,372	5,750,048
純 資 産 (千円)	1,669,673	1,880,897	2,931,159	2,908,001
1 株 当 たり 純 資 産 (円)	186.76	203.32	291.45	288.16

- (注) 1. 当社は、2020年6月25日開催の定時株主総会で「定款一部変更の件」が承認され、第13期より決算期を3月31日から12月31日に変更いたしました。従いまして、経過期間となる第13期は、2020年4月1日から2020年12月31日までの9ヶ月決算となっております。
2. 当社は、2018年7月24日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。
3. 当社は、2019年11月29日付で普通株式1株につき50株の割合で株式分割を行っております。
4. 当社は、2020年12月15日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。
5. 1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産については、2020年3月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定しております。
6. 当社は第14期において、2021年12月21日を払込期日として普通株式591,400株の公募増資を実施し、また、2021年12月28日を払込期日として普通株式185,500株の第三者割当増資を実施しております。

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

#### ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
D-RAWRITE INC.	1,000千 フィリピン・ペソ	100.0%	デザイン事業
D-RAWRITE d.o.o. Beograd	35,300千 セルビア・ディナール	100.0%	デザイン事業

(注) 主要な事業内容欄には、セグメントの名称を記載しております。

### (4) 対処すべき課題

当社グループの事業領域はオフィスから建築デザインまで幅広く、特定の市場は存在していませんが、長引くコロナ禍は、人と人とのコミュニケーションの在り方、働き方、行動様式等様々な分野に変化と多様化をもたらしており、当社の基盤事業である空間の設計デザインにおいてもその影響を受けております。

例えば、リモートワークの普及をはじめとした働き方の多様化は、ワークプレイス自体の在り方に変化をもたらしており、従来の「全員が集まって仕事をするための場所」から「コミュニケーションを主目的とした場」へその位置づけが変わりつつあります。ワークプレイスに限らず、人が集まる場・生活する空間がどうあるべきかについては、今後の社会の変化における重要なテーマであり、新しい空間デザインを創出してきた当社グループにとっては事業を拡大する好機だと考えております。これらの状況をふまえ、次の3点を優先的に対処すべき課題と認識し、対応を進めてまいります。

#### ① 優秀な人材の確保及び育成

当社グループの事業の根幹は新しい価値の創出であり、これを実現する人材の確保及び育成は今後の事業拡大において不可欠な要素と考えております。また、事業領域の拡張においては、これまでとは異なるスキルを有した人材の確保も必要となります。

人材の確保及び育成には中長期的な視点での人事施策の立案と実現が必要であり、人事組織の充実及び機能強化を通じて従業員のサポート体制並びに採用実施体制を高度化するとともに、先進的な人事制度の構築を進めて事業のエンジンとなる人材の基盤を強化してまいります。

## ② 業務実施体制の高度化

当社グループの事業は領域・規模ともに拡大しており、ITを活用した効率的な業務実施体制の実現が必須となっております。既に当社グループは3Dデザインの領域において先端的機能を有しておりますが、今後もデジタル化投資を積極的に進め、業務実施体制の効率化・高度化に努めてまいります。

## ③ 内部管理体制の拡充及びコンプライアンスの徹底

当社グループは、社会的責任を果たしつつ、持続的な成長とこれによる企業価値向上の実現を目指しております。

当社グループの成長には、成長ステージに見合った管理機能とコンプライアンスの精神が深く浸透した企業風土の醸成が必須であると考えております。また、リモートワーク等これまでとは異なる働き方に対しては、それに合致した内部管理の体制が必要となります。

内部監査・人事・法務・経理等、それぞれの分野で高い専門性や豊富な経験を有している人材の採用、ITインフラの整備に加え、従業員に対する継続的な啓蒙及び研修等を実施することで、内部管理体制の一層の強化を図るとともにコンプライアンスの徹底に努めてまいります。

## (5) 主要な事業内容 (2022年12月31日現在)

### ① 事業の内容

当社グループは、「ALL HAPPY BY DESIGN」を経営理念としております。

「ALL HAPPY BY DESIGN」は、デザインの力で世界にHAPPYの循環を作り出し、これによって社会に貢献することを意図しており、HX（ヒューマン・エクスペリエンス）（注1）を向上させる空間の創造を通じて、この経営理念の実現を目指しております。

近年、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大や働き方改革の推進などを背景に、多様なワークプレイスや住環境のニーズが顕在化しております。特に新型コロナウイルス感染症の拡大によるライフスタイルの変化は、空間の在り方とその空間での過ごし方を根本から問い直す社会課題ともなっており、時代に適したより快適な空間の需要はかつてない高まりをみせております。さらにテレワークの普及、スマートシティやスーパーシティなど地方創生の活性化等、地域社会を取り巻く環境は大きく変化しており、エリアデザインを含むデザイン事業への期待は主要都市だけでなく地方都市にも拡大しております。

このような状況を背景として、当社グループの事業領域はオフィスや商業施設のインテリアデザインから、プロダクト、ブランディング、さらには建築設計、複合施設的环境設計（注2）、都市計画まで拡大しており、幅広い領域のデザインを手掛けております。

### ② 事業の特色

当社グループは、主要事業領域であるインテリア・建築デザインのプロジェクトをレギュラープロジェクト（受注型案件）、プロポーザルプロジェクト（提案型案件）、リーディングプロジェクト（新領域への挑戦案件）の3つに分類し、異なるプロジェクトの相乗効果によって収益基盤の強化と新たな領域への拡大を進めております。

レギュラープロジェクトは業績の基盤を形成するもので、これまで当社グループが実施してきたオフィス、ビル、商業施設等におけるインテリア・建築デザインの受注型業務が中心となります。リーディングプロジェクトは当社グループのブランド構築に資する先端的なアイデアによる新しい分野への取り組みで、社内組織である「山下泰樹建築デザイン研究所」が牽引する領域です。プロポーザルプロジェクトは両者の中間に位置し、従来型の業務と先端的取り組みの橋渡しとなるプロジェクトを指します。リーディングプロジェクトの取り組みが先進的な提案型事業として実現し、さらに一般のクライアント対応業務に反映して次の収益基盤となっていく（レギュラープロジェクト化）、といった相互連携による事業の拡大を目指しております。

例えば、当社グループが2022年より取り組む「臨港パークプロジェクト（仮称）」（注3）は、既存の公園のリデザインにより新しい価値を創出するという先進的な取り組みです。当社グループの提案企画が実現することで、新しいエリアマネジメントという事業パッケージが生まれます。このモデルを全国に展開することで、継続的事业とすることが可能となりま

す。

このように高いクリエイティビティを背景としたデザインを基軸として、様々な領域で新たな事業を創出することに当社グループの事業の特色があります。

なお、当社グループはデザイン事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

- (注) 1. 当社グループでは、その空間にいる人々の心地よい体験や満足感を表現する言葉としてヒューマン・エクスペリエンスを使用しております。
2. 環境設計とは、オフィスビルディング、商業施設等のエントランス・ロビー・エレベーターホール・周辺植栽等共用スペース、又は建物各階の共通デザインコンセプトの立案、設計及び施工等の業務を指します。環境設計の良し悪しが、当該建築物のブランドイメージを左右することとなります。
3. 「臨港パークプロジェクト（仮称）」は、横浜市臨港地区の活性化を目的とした取り組みで、複合施設のデザイン・設計及び建設、並びに複合施設を含むエリア全体の運営を企画・実施する予定です。

## (6) 主要な営業所（2022年12月31日現在）

### ① 当社

本 社	東京都港区
大 阪 支 社	大阪府大阪市中央区
福 岡 支 社	福岡県福岡市中央区

(注) 当社は、2022年12月27日に本社を東京都渋谷区から同港区へ移転しております。

### ② 子会社

D-RAWRITE INC.	フィリピン・セブ州
D-RAWRITE d.o.o. B e o g r a d	セルビア・ベオグラード市

(7) **使用人の状況** (2022年12月31日現在)

① **企業集団の使用人の状況**

183名 (前連結会計年度比15名増)

(注) 1. 使用人数は就業人員であります。

2. 当社グループはデザイン事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

② **当社の使用人の状況**

使用人数	前事業年度比増減	平均年齢	平均勤続年数
144名	4名増	31.0歳	3.7年

(注) 使用人数は就業人員であります。

(8) **主要な借入先の状況** (2022年12月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	555,000千円
株式会社三菱UFJ銀行	226,395
株式会社りそな銀行	83,330

(9) **その他企業集団の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況 (2022年12月31日現在)

- |            |             |
|------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数 | 30,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 10,040,000株 |
| ③ 株主数      | 10,795名     |
| ④ 大株主      |             |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
山 下 泰 樹	3,765千株	37.5%
T D A 株 式 会 社	2,000	19.9
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 ( 信 託 口 )	269	2.7
北 村 聡	90	0.9
株 式 会 社 ジ ャ パ ネ ッ ト ホ ー ル デ ィ ン グ ス	60	0.6
岩 坪 良 雄	51	0.5
BBH/BBH+CO JAPAN MICRO-CAP EQUITY MASTER FUND LP	38	0.4
長 谷 川 幸 司	38	0.4
荒 浪 昌 彦	30	0.3
佐 田 俊 樹	30	0.3
井 原 伸 介	30	0.3

(注) 1. 当社は、自己株式を保有しておりません。

2. 新株予約権（ストックオプション）の行使により、発行済株式の総数は3,200株増加しております。

(2) **新株予約権等の状況**

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

### (3) 会社役員 の 状況

#### ① 取締役及び監査役の状況 (2022年12月31日現在)

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役	山 下 泰 樹	D-RAWRITE INC.代表取締役 D-RAWRITE d.o.o Beograd 代表取締役 代表執行役員
取 締 役	長 谷 川 幸 司	
取 締 役	荒 浪 昌 彦	
取 締 役	結 城 大 輔	のぞみ総合法律事務所弁護士 一般社団法人日本公認不正検査士協会理事 一般社団法人リーガル・リスクマネジメント研究機構 代表理事 株式会社ZMP社外取締役 株式会社EST社外取締役 dely株式会社社外監査役 弁護士、米国ニューヨーク州弁護士、公認不正検査士
常 勤 監 査 役	平 田 満	
監 査 役	佐 田 俊 樹	株式会社グッドパッチ社外監査役 株式会社レノバ社外監査役 株式会社ほぼ日社外監査役 株式会社三城ホールディングス社外監査役 米国ワシントン州公認会計士、公認不正検査士
監 査 役	大 村 尚 子	ナイル株式会社社外取締役 (監査等委員) 公認会計士
監 査 役	三 代 ま り 子 (戸籍上の氏名: 矢部まり子)	RIDEAL株式会社代表取締役 早稲田大学商学学術院総合研究所WBS研究センター 顧問 米国カリフォルニア州公認会計士

(注) 1. 取締役結城大輔氏は、社外取締役であります。

2. 監査役平田満氏、佐田俊樹氏、大村尚子氏及び三代まり子氏は、社外監査役であります。

3. 監査役大村尚子氏は公認会計士の資格を、監査役佐田俊樹氏及び三代まり子氏は米国公認会計士の資

格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

4. 当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

## ② 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

## ③ 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

## ④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は取締役及び監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じる損害賠償請求は補填されることとなります。

ただし、保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、私的な利益または便宜の供与を違法に得たことや犯罪行為に起因する損害等については補填の対象としないこととしております。

## ⑤ 取締役及び監査役の報酬等

当社では、2021年2月25日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の決定方針について、次のとおり決議しております。

イ. 役員役割及び職責等に相応しい水準とすることを基本方針とし、固定報酬のみで構成する。

ロ. 具体的には、株主総会で報酬総額の範囲を決議し、取締役会にて担当職務、各期の業績、貢献度、他社動向等を総合的に勘案し協議した後、最終的に代表取締役が決定する。

個別報酬の決定を代表取締役山下泰樹に委任した理由は、当社全体の業績を勘案しつつ各取締役の評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。上記で決定された個人別の報酬額は取締役会に報告され、当該内容が取締役会の方針に合致するものであることを確認しております。

また、監査役の個人別の報酬額については、監査役の協議により決定しております。

⑥ 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	員 数	報 酬 等 の 種 類 別 の 総 額			報 酬 等 の 額 総
		固 定 報 酬	業 績 連 動 報 酬 等	非 金 銭 報 酬 等	
取 締 役 (う ち 社 外 取 締 役)	4 名 (1)	114百万円 (6)	— (—)	— (—)	114百万円 (6)
監 査 役 (う ち 社 外 監 査 役)	4 (4)	20 (20)	— (—)	— (—)	20 (20)
合 計 (う ち 社 外 役 員)	8 (5)	135 (27)	— (—)	— (—)	135 (27)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2018年3月28日開催の臨時株主総会において、年額200百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、3名（うち、社外取締役は1名）です。また当該限度額とは別枠で、2018年7月23日開催の臨時株主総会において、ストック・オプション報酬額として年額5百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、4名（うち、社外取締役は1名）です。
2. 監査役の報酬限度額は、2022年3月24日開催の定時株主総会において、年額30百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、4名（うち、社外監査役は4名）です。

⑦ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・ 取締役結城大輔氏は、のぞみ総合法律事務所の弁護士であり、一般社団法人日本公認不正検査士協会理事、一般社団法人リーガル・リスクマネジメント研究機構代表理事、株式会社ZMP及び株式会社ESTの社外取締役並びにdely株式会社社外監査役であります。当社と各兼職先の間には特別の関係はありません。
- ・ 監査役佐田俊樹氏は、株式会社グッドパッチ、株式会社レノバ、株式会社ほぼ日及び株式会社三城ホールディングスの社外監査役であります。当社と各兼職先の間には特別の関係はありません。
- ・ 監査役大村尚子氏は、ナイル株式会社社外取締役（監査等委員）であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・ 監査役三代まり子氏は、RIDEAL株式会社代表取締役及び早稲田大学商学大学院総合研究所WBS研究センター顧問であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況及び社外役員に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 結 城 大 輔	当事業年度に開催された取締役会18回のうち18回に出席いたしました。出席した取締役会において、弁護士・公認不正検査士としての専門性及び幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行っております。
監査役 平 田 満	当事業年度に開催された取締役会18回のうち18回、監査役会12回のうち12回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、上場企業の役員としての豊富な経験・知見から助言・提言を行っております。
監査役 佐 田 俊 樹	当事業年度に開催された取締役会18回のうち18回、監査役会12回のうち12回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、金融機関の要職を歴任した金融の専門家としての知見及び米国公認会計士・公認不正検査士としての専門的見地から助言・提言を行っております。
監査役 大 村 尚 子	当事業年度に開催された取締役会18回のうち18回、監査役会12回のうち12回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、公認会計士としての専門的見地から助言・提言を行っております。
監査役 三 代 ま り 子	当事業年度に開催された取締役会18回のうち18回、監査役会12回のうち12回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、コーポレート・ガバナンス及び企業情報開示の専門家としての豊富な経験及び米国公認会計士としての専門性を生かした助言・提言を行っております。

#### (4) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任 あずさ監査法人

#### ② 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	33百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	33

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当社の子会社であるD-RAWRITE INC.は、当社の会計監査人以外の公認会計士の監査を受けております。

#### ③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 連結貸借対照表

(2022年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>資 産 の 部</b>		<b>負 債 の 部</b>	
<b>流 動 資 産</b>	<b>4,258,415</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>2,447,161</b>
現金及び預金	1,534,440	買掛金	1,159,181
売掛金	2,179,706	短期借入金	550,000
商品	63,431	1年内返済予定の長期借入金	123,336
原材料及び貯蔵品	74,603	未払金	432,537
その他	406,232	未払法人税等	8,988
<b>固 定 資 産</b>	<b>1,466,517</b>	完成工事補償引当金	8,000
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>617,645</b>	その他	165,117
建物及び構築物	426,645	<b>固 定 負 債</b>	<b>283,049</b>
その他	191,000	長期借入金	283,049
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>277,170</b>	<b>負 債 合 計</b>	<b>2,730,210</b>
のれん	210,036	<b>純 資 産 の 部</b>	
ソフトウェア	25,025	<b>株 主 資 本</b>	<b>2,967,968</b>
ソフトウェア仮勘定	42,108	資本金	807,061
<b>投 資 そ の 他 の 資 産</b>	<b>571,701</b>	資本剰余金	787,061
敷金及び保証金	480,197	利益剰余金	1,373,846
繰延税金資産	37,276	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>11,848</b>
その他	54,228	為替換算調整勘定	11,848
		<b>新 株 予 約 権</b>	<b>14,905</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>5,724,932</b>	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>2,994,722</b>
		<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>5,724,932</b>

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書

(2022年 1月 1日から  
2022年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	8,287,762
売上原価	6,001,422
売上総利益	2,286,340
販売費及び一般管理費	2,177,954
営業利益	108,385
営業外収益	
受取利息	22
受取手数料	120
保険解約返戻金	2,696
その他の	909
<b>営業外費用</b>	
支払利息	12,986
支払手数料	5,119
為替差損	5,402
その他の	1,033
<b>経常利益</b>	87,592
<b>特別損失</b>	
事務所移転費用	9,664
税金等調整前当期純利益	77,928
法人税、住民税及び事業税	35,219
法人税等調整額	21,592
当期純利益	21,116
親会社株主に帰属する当期純利益	21,116

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(2022年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>資 産 の 部</b>		<b>負 債 の 部</b>	
<b>流 動 資 産</b>	<b>4,267,465</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>2,558,998</b>
現金及び預金	1,524,652	買掛金	1,159,181
売掛金	2,181,611	短期借入金	550,000
商品	63,431	1年内返済予定の長期借入金	123,336
仕掛品	42,816	未払金	428,367
原材料及び貯蔵品	74,558	未払費用	229,268
前払費用	100,586	未払法人税等	8,983
未収消費税等	84,411	契約負債	6,485
未収還付法人税等	156,857	預り金	44,991
その他	38,540	完成工事補償引当金	8,000
<b>固 定 資 産</b>	<b>1,428,582</b>	その他	383
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>608,931</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>283,049</b>
建物	424,732	長期借入金	283,049
構築物	1,912		
工具、器具及び備品	150,360		
建設仮勘定	31,925		
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>271,257</b>	<b>負 債 合 計</b>	<b>2,842,047</b>
のれん	210,036	<b>純 資 産 の 部</b>	
ソフトウェア	19,113	<b>株 主 資 本</b>	<b>2,893,095</b>
ソフトウェア仮勘定	42,108	資本金	807,061
<b>投 資 そ の 他 の 資 産</b>	<b>602,393</b>	資本剰余金	787,061
関係会社株式	39,957	資本準備金	787,061
長期前払費用	3,968	<b>利 益 剰 余 金</b>	<b>1,298,973</b>
敷金及び保証金	470,932	利益準備金	6,300
保険積立金	38,866	その他利益剰余金	1,292,673
繰延税金資産	37,276	繰越利益剰余金	1,292,673
その他	11,392	<b>新 株 予 約 権</b>	<b>14,905</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>5,750,048</b>	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>2,908,001</b>
		<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>5,750,048</b>

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(2022年 1月 1日から  
2022年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	8,287,762
売上原価	6,001,422
売上総利益	2,286,340
販売費及び一般管理費	2,188,745
営業利益	97,594
営業外収益	
受取利息	21
受取手数料	120
保険解約返戻金	2,696
その他	1,812
<b>営業外費用</b>	
支払利息	12,986
支払手数料	5,119
為替差損	2,626
その他	1,033
<b>経常利益</b>	<b>80,478</b>
<b>特別損失</b>	
事務所移転費用	9,664
<b>税引前当期純利益</b>	<b>70,814</b>
法人税、住民税及び事業税	31,306
法人税等調整額	21,592
当期純利益	17,915

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2023年2月27日

株式会社ドラフト  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 木村 純一  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ドラフトの2022年1月1日から2022年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ドラフト及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2023年2月27日

株式会社ドラフト  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 木村 純一  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ドラフトの2022年1月1日から2022年12月31日までの第15期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年1月1日から2022年12月31日までの第15期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準（2005年10月28日企業会計審議会）等」に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年2月27日

株式会社ドラフト 監査役会

常勤社外監査役 平 田 満 ㊟

社外監査役 佐 田 俊 樹 ㊟

社外監査役 大 村 尚 子 ㊟

社外監査役 三 代 ま り 子 ㊟

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金処分の件

当社は株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考え、配当の維持を基本としながら、今後の事業展開等を勘案して、以下のとおり第15期の期末配当をいたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類  
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金5円といたしたいと存じます。  
なお、この場合の配当総額は50,200,000円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日  
2023年3月31日といたしたいと存じます。

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

- (1) 当社は、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することといたしたく、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (2) その他、上記の変更に伴う字句の修正を行うとともに、文言の整備等所要の変更を行うものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本議案に係る定款変更は、本総会の終結の時をもって効力を生じるものといたします。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第 1 条 (条文省略)</p> <p>(目的)</p> <p>第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>1</u> ~ <u>19</u> (条文省略)</p> <p>第 3 条 (条文省略)</p> <p>(機関)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>1</u> 取締役会</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>2</u> 監査役</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>3</u> 監査役会</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>4</u> 会計監査人</p> <p>第 5 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>第 6 条~第 8 条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第 1 条 (現行どおり)</p> <p>(目的)</p> <p>第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>(1)</u> ~ <u>(19)</u> (現行どおり)</p> <p>第 3 条 (現行どおり)</p> <p>(機関)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>(1)</u> 取締役会</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>(2)</u> 監査等委員会</p> <p style="padding-left: 4em;">(削 除)</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>(3)</u> 会計監査人</p> <p>第 5 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>第 6 条~第 8 条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第 9 条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p><u>1</u>～<u>3</u> (条文省略)</p> <p>第 10 条～第 11 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>第 12 条～第 18 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第 19 条 当社は、取締役<u>6</u>名以内を置く。 (新 設)</p> <p>(選任の方法)</p> <p>第 20 条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2～3 (条文省略)</p>	<p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第 9 条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p><u>(1)</u>～<u>(3)</u> (現行どおり)</p> <p>第 10 条～第 11 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>第 12 条～第 18 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第 19 条 当社は、取締役<u>10</u>名以内を置く。</p> <p><u>2 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役 4 名以内を置く。</u></p> <p>(選任の方法)</p> <p>第 20 条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会において選任する。</p> <p>2～3 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(任期) 第 21 条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新 設)</p> <p><u>2 任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(代表取締役) 第 22 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>第 23 条 (条文省略)</p>	<p>(任期) 第 21 条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後<u>1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>(削 除)</p> <p><u>3 任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p><u>4 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(代表取締役) 第 22 条 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>第 23 条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 24 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(新 設)</p> <p>第 25 条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第 26 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>第 27 条 (条文省略)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第 28 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議により定める。</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 24 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第 25 条 <u>当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第 26 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第 27 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>第 28 条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第 29 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(責任免除)  <u>第 29 条</u> (条文省略)  2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p style="text-align: center;"><u>第 5 章 監査役及び監査役会</u></p> <p>(員数)  <u>第 30 条</u> 当社は、監査役4名以内を置く。</p> <p>(選任の方法)  <u>第 31 条</u> 監査役は、株主総会において選任する。  <u>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(任期)  <u>第 32 条</u> 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。  <u>2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(常勤の監査役)  <u>第 33 条</u> 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p>	<p>(責任免除)  <u>第 30 条</u> (現行どおり)  2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(監査役会の招集通知)</u>  第 34 条 <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u>  2 <u>監査役的全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	(削 除)
<p><u>(監査役会の決議方法)</u>  第 35 条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	(削 除)
<p><u>(監査役会の議事録)</u>  第 36 条 <u>監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</u></p>	(削 除)
<p><u>(監査役会規程)</u>  第 37 条 <u>監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	(削 除)
<p><u>(報酬等)</u>  第 38 条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議により定める。</u></p>	(削 除)

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(責任免除)</u>  <u>第 39 条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p><u>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;"><u>第 5 章 監査等委員会</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(常勤の監査等委員)</u></p> <p><u>第 31 条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(監査等委員会の招集通知)</u></p> <p><u>第 32 条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(監査等委員会の決議方法)</u></p> <p><u>第 33 条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>第6章 会計監査人</p> <p>第 40 条～第 41 条 (条文省略)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第 42 条 会計監査人の報酬等は代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て決定する。</p> <p>第7章 計 算</p> <p>第 43 条～第 46 条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p><u>(監査等委員会の議事録)</u></p> <p>第 34 条 <u>監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名する。</u></p> <p><u>(監査等委員会規程)</u></p> <p>第 35 条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p> <p>第6章 会計監査人</p> <p>第 36 条～第 37 条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第 38 条 会計監査人の報酬等は代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て決定する。</p> <p>第7章 計 算</p> <p>第 39 条～第 42 条 (現行どおり)</p> <p>附 則</p> <p><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p>第 1 条 <u>当社は、会社法第426条第 1 項の規定により、第15回定時株主総会終結前の行為に関する監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>

### 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となり、取締役全員（4名）は定款変更の効力発生時をもって任期満了により退任となります。つきましては、監査等委員会設置会社へ移行後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）3名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)		略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式数
1	山下 泰 樹 (1981年2月2日)	再任	2008年4月 当社設立 代表取締役就任（現任） 2013年12月 D-RAWRITE INC.代表取締役就任 （現任） 2022年2月 D-RAWRITE d.o.o. Beograd代表取 締役就任（現任）	5,765千株
2	荒 浪 昌 彦 (1969年5月24日)	再任	1992年4月 株式会社博報堂入社 2018年4月 当社入社 執行役員（兼）経営企画部 GM 2018年6月 当社取締役就任（現任）	30千株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)		略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式数
3	結 城 大 輔 (1972年7月7日)	再任	1998年4月 弁護士登録・のぞみ総合法律事務所入所 2000年4月 日本銀行入行 2004年4月 のぞみ総合法律事務所パートナー就任 (現任) 2008年3月 法務法人(有限)太平洋(Bea, Kim & Lee)入所 2008年5月 株式会社EST社外取締役就任(現任) 2009年3月 法務法人廣場(Lee & Ko)入所 2010年9月 Liner Grode Stein Yankelevitz Sunshine Regenstreif & Taylor LLP入社 2011年9月 Moses & Singer LLP 入社 2012年2月 米国ニューヨーク州弁護士登録 2015年7月 一般社団法人リーガル・リスクマネジ メント研究機構理事就任 2015年9月 公認不正検査士登録 2016年6月 一般社団法人日本公認不正検査士協会 理事就任(現任) 2018年3月 当社社外取締役就任(現任) 2019年5月 一般社団法人リーガル・リスクマネジ メント研究機構代表理事就任(現 任) 2019年7月 株式会社ZMP社外取締役就任(現 任) 2021年3月 dely株式会社社外監査役就任(現任)	一株

(注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 結城大輔氏は、社外取締役候補者であります。

3. 結城大輔氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要は、同氏が弁護士及び公認不正検査士として有する専門家としての経験・見識は当社にとって大変有益であり、社外取締役として客観的な視点から当社経営に対する監督・助言を期待したためであります。

4. 結城大輔氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会の終結

の時をもって5年となります。

5. 当社は、結城大輔氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としており、当該責任限定が認められるのは、責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。結城大輔氏の再任が承認された場合は、同氏との当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は、取締役及び監査役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険を締結しており、被保険者である取締役及び監査役がその職務執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。各候補者が取締役就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を更新する予定であります。
7. 当社は、結城大輔氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏が再任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。
8. 山下泰樹氏の所有する当社の株式の数には、同氏の資産管理会社であるTDA株式会社が所有する株式の数を含んでおります。

#### 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)		略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式数
1	平田 満 (1954年10月9日)	新任	1978年4月 新日本製鐵株式会社（現日本製鉄株式会社）入社 2002年9月 タウ技研株式会社（現株式会社ユビテック）取締役就任 2005年12月 株式会社ナレッジクリエーション取締役就任 2008年7月 株式会社ユビテック取締役就任 2010年8月 株式会社ユビテックソリューションズ取締役副社長就任 2011年9月 株式会社ユビテック顧問就任 2012年9月 株式会社ユビテック監査役就任 2018年3月 当社常勤社外監査役就任（現任）	一株
2	大村 尚子 (1973年7月19日)	新任	1997年10月 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）入所 2001年7月 公認会計士登録 2013年11月 ヴォラレー株式会社（現ナイル株式会社）監査役就任 2015年5月 同社取締役（監査等委員）就任（現任） 2019年1月 当社社外監査役就任（現任）	一株

候補者 番号	氏名 (生年月日)		略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式数
3	三代まり子 (1977年4月15日)	新任	2005年4月 新日本監査法人(現EY新日本有限責任監査法人)入所 2007年11月 米国カリフォルニア州公認会計士登録 2011年1月 国際統合報告評議会テクニカル・マネージャー就任 2014年4月 早稲田大学商学部大学院総合研究所WBS研究センター招聘研究員就任(顧問として現任) 2016年12月 RIDEAL株式会社設立 代表取締役就任(現任) 2019年1月 当社社外監査役就任(現任)	-株

(注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 平田満氏、大村尚子氏及び三代まり子氏は、社外取締役候補者であります。

3. 平田満氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要は、同氏が上場会社の取締役及び監査役を歴任しており、企業経営及び企業におけるリスクマネジメントに精通していることから、経営視点だけでなく、実務視点を踏まえた監督・助言を期待したためであります。

大村尚子氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要は、同氏が公認会計士であること、また他の会社において監査等委員である社外取締役を務めている実績等から、広範な知見及び経験に基づく経営への適切な監督・助言を期待したためであります。

三代まり子氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要は、同氏が国際統合報告評議会テクニカル・マネージャーを務めるなど国内外のコーポレート・ガバナンス及び企業情報開示に精通していること、米国公認会計士の資格を有していること等から、グローバル視点を踏まえた経営への監督・助言を期待したためであります。

4. 当社は、平田満氏、大村尚子氏及び三代まり子氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としており、当該責任限定が認められるのは、責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。平田満氏、大村尚子氏及び三代まり子氏の選任が承認された場合は、各氏との当該契約を継続する予定であります。

5. 当社は、取締役及び監査役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険を締結しており、被保険者である取締役及び監査役がその職務執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中で当該保険契約を更新する予定であります。

6. 当社は、平田満氏、大村尚子氏及び三代まり子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。各氏が選任された場合は、当社は引き続き各氏を独立役員とする予定であります。

7. 三代まり子氏の戸籍上の氏名は矢部まり子氏であります。

## 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となりますので、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式数
加山秀剛 (1969年5月27日)	1993年10月 太田昭和監査法人(現EY新日本有限責任監査法人)入所 1997年7月 公認会計士登録 2017年9月 加山公認会計士事務所開設(現在に至る)	一株

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 加山秀剛氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 加山秀剛氏を補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由は、公認会計士として大手監査法人に長らく所属した経験を踏まえ、企業監査の観点からの適切な監督・助言を期待したためであります。
4. 当社は、加山秀剛氏が監査等委員である取締役に就任した場合、同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としており、当該責任限定が認められるのは、責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。
5. 当社は、取締役及び監査役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険を締結しており、被保険者である取締役及び監査役がその職務執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。加山秀剛氏が監査等委員である取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期中中に当該保険契約を更新する予定であります。
6. 加山秀剛氏が監査等委員である取締役に就任した場合、当社は同氏を独立役員とする予定であります。

## 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2018年3月28日開催の臨時株主総会において、年額200百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とご承認いただき、また当該報酬枠とは別枠にて、2018年7月23日開催の臨時株主総会において、ストック・オプションとしての新株予約権の報酬等の額を年額5百万円とご承認いただいておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、これらを廃止したうえで、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）の報酬等の額を年額200百万円以内（うち社外取締役分は50百万円以内）とすること、及び各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議とすることにつきご承認をお願いするものであります。

当社における取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は、事業報告「2. 会社の現況（3）会社役員の状況 ⑤取締役及び監査役の報酬等」に記載のとおりであり、その内容は、本議案をご承認いただいた場合の決定方針としても引き続き相当であると考えられることから、当該方針を変更することは予定しておりません。本議案に係る報酬等の額は、当該方針に基づいて固定報酬を支給するものであり、相当であると判断しております。なお、この報酬等には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

現在の取締役は4名（うち社外取締役1名）ですが、第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件」が原案どおり承認された場合、取締役の員数は3名（うち社外取締役1名）となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

## 第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の報酬等の額を年額30百万円以内とすること、及び各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとするにつきご承認をお願いするものであります。本議案に係る報酬等の額は、監査等委員である取締役の職責に照らして相当であると判断しております。

第2号議案「定款一部変更の件」及び第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認された場合、監査等委員である取締役の員数は3名となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

## 第8号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人である有限責任 あずさ監査法人は、本総会の終結の時をもって任期満了により退任されますので、新たに会計監査人の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の決定に基づいております。

また、監査役会がRSM清和監査法人を会計監査人の候補とした理由は、新たな視点での監査が期待できること、当社の事業規模に適した監査対応と監査費用であること、会計監査人としての品質管理体制・専門性・独立性・監査実績等を総合的に勘案した結果、適任であると判断したためです。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

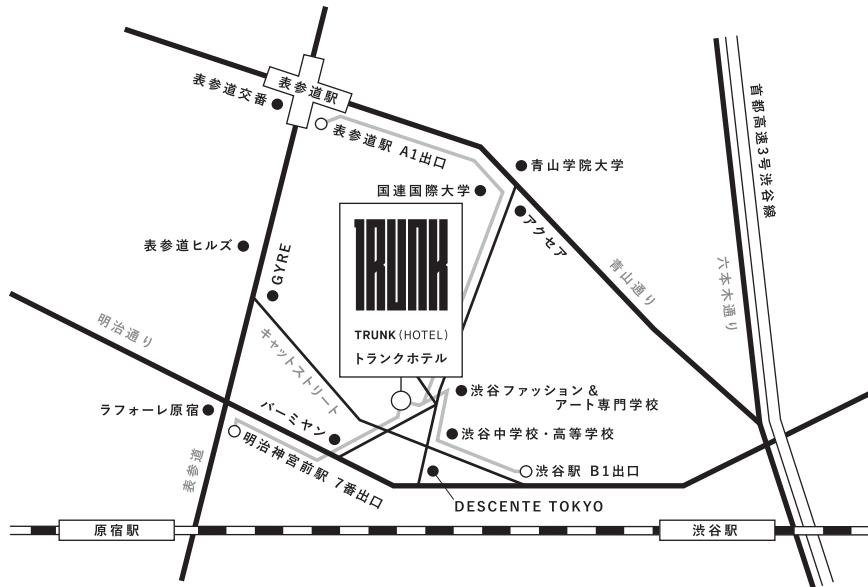
(2023年1月1日現在)

名 称	RSM清和監査法人		
事 務 所	東京事務所	東京都千代田区飯田橋1-3-2 曙杉館4階	
	神戸事務所	兵庫県神戸市中央区海岸通8 神港ビルヂング1階	
沿 革	2004年3月	設立	
	2010年5月	RSM Internationalと業務提携	
概 要	構成人員	社員（公認会計士）	16名
		職員（公認会計士）	48名
		（公認会計士試験合格者等）	20名
		（監査補助職員）	16名
		（その他事務職員等）	12名
		合計	
	監査関与会社数		125社
	資本金		35百万円

以 上

# ACCESS

定時株主総会会場のご案内



会場 / 〒150-0001  
東京都渋谷区神宮前五丁目31番  
TRUNK (HOTEL) 1階 ONDEN

TEL / 03-5766-3210

交通 / 明治神宮前駅 7番出口より徒歩 約6分  
渋谷駅 B1出口より徒歩 約7分  
表参道駅 A1出口より徒歩 約10分

# ALL HAPPY BY DESIGN

We are a design firm who strives  
to contribute to society by creating a happy spiral  
through the power of design.

<https://draft.co.jp>

